

一九〇

の施行する。

化学研究	人文科学研究所	結核研究所	工学研究所	木材研究所	食糧科学研究所	防災研究所	ウィルス研究
京都大学							
化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究	世界文化に関する人文科学の総合研究	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	工学に関する学理及びその応用の総合研究	木材に関する学理及びその応用の研究	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究	災害に関する学理及びその応用の研究	ウィルスの探究並びにウィルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
京都府							

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

日本学士院法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年二月二十一日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

日本学士院法案
日本学士院法

(目的)

第一条 日本学士院は、學術上功績
顯著な科学者を優遇するための機
関とし、この法律の定めるところ
により、學術の発達に寄与するた
め必要な事業を行ふことを目的と
する。

(組織)

第二条 日本学士院は、日本学士院
会員(以下「会員」といふ。)で組織
する。

2 会員の定員は、百五十人とす
る。

3 日本学士院に、次の二部を置
き、会員は、その専攻する部門に
より、いずれかの部に所属する。

第一部 人文科学部門
第二部 自然科学部門

(会員)

第三条 会員は、學術上功績顯著な
科学者のうちから、日本学士院の
定めるところにより、日本学士院
において選定する。

2 会員は、終身とする。

3 会員は、非常勤とする。

4 会員は、總會において、學術上
の論文を提出し、又は紹介するこ
とができる。

(役員)

第四条 日本学士院に、院長一人、
幹事一人及び部長二人を置く。

2 院長は、会員の互選によつて定
め、院務を総理する。

3 幹事は、会員の互選によつて定
め、院長を補佐し、院長に事故が
あるときはその職務を代理し、院
長が欠けたときはその職務を行
ふ。

4 部長は、その部に属する会員の
互選によつて定め、部務を処理す
る。

(會議)
第五条 日本学士院の會議は、總會
及び部會とする。

2 總會は、日本学士院に関する重
要事項を審議し、及び決定する。

3 部會は、その部に属する重要事
項を審議する。

4 會議の運営に関する事項は、日
本学士院の定めるところによる。

(客員)
第六条 日本学士院は、わが国にお
ける學術の発達に關し特別に功勞
のあつた外国人に、日本学士院客
員の称号を与へることができる。

(國際學士院連合への加入)
第七條 日本學士院は、國際學士院
連合に加入することができる。

(事業)
第八條 日本學士院は、次の事業を
行ふ。

一 學術上特にすぐれた論文、著
書その他の研究業績に対する授
賞

二 會員が提出し、又は紹介した
學術上の論文を発表するための
紀要の編集及び発行

三 その他學術の研究を奨励する
ため必要な事業で、日本學士院
が行ふことを適當とするもの

(年金)

第九條 會員には、予算の範囲内
で、文部大臣の定めるところによ
り、年金を支給することができ
る。

(職員)
第十條 日本學士院に、事務長その
他所要の職員を置く。

2 事務長は、院長の指揮を受け、
日本學士院に關する庶務を整理
し、その他の職員は、上司の指揮
を受け、庶務に従事する。

(雜則)
第十一條 この法律に定めるものの
ほか、日本學士院の内部組織その
他その運営に關する必要な事項
は、院長が、總會の議を経て、定
める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十一年四月
一日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行の際次項の規定
による改正前の日本學術會議法
(昭和二十三年法律第二百一十一號)
第二十四條の規定により置かれて
いる日本學士院並びにその日本學
士院會員及び役員は、それぞれ、
この法律による日本學士院並びに
その會員及び相當の役員となるも
のとする。

(關係法律の改正)
3 日本學術會議法の一部を次のよ
うに改正する。

第六章 附則
第二十四條 削除

4 文部省設置法(昭和二十四年法
律第四百六十六號)の一部を次のよ
うに改正する。

第九條第九號中「及び國立遺傳
學研究所を、國立遺傳學研究所
及び日本學士院に改める。

第十四條中「日本藝術院」を「日
本藝術院」に改める。

第二十五條の次に次の一條を加
える。

(日本學士院)
第二十五條之二 日本學士院につ
いては、日本學士院法(昭和三十
一年法律第 号)の定め
るところによる。

5 國家公務員法(昭和二十二年法
律第二百十號)の一部を次のよう
に改正する。

第二條第三項中第十六號を削
り、第十二號から第十五號までを
一號ずつ繰り下げ、同項に第十二
號として次の一號を加える。

十二 日本學士院會員

〔飯島連次郎君登壇、拍手〕
○飯島連次郎君 ただいま議題となり
ました二法案につきまして、文教委員
會における審議の経過並びに結果を御
報告いたします。

まず、國立學校設置法の一部を改正
する法律案について申し上げます。本
法案は、昭和三十一年度予算に照応し
て、京都大學にウィルスの探求と、
ウィルス病の予防及び治療に關する學
理並びにその応用の研究を目的とする
ウィルス研究所を設置することを規定
いたしてゐるのであります。

委員會の審議におきまして明らかに
なりましたおもな事項について申し上げ
ます。

まず第一に、本研究を京都大學に
設置する理由であります。京都大學
醫學部においては、本研究について従
來相當の業績をあげており、かつ文部
省に置かれてゐる研究所協議會の答申
もあります。これを京都大學に設

置する旨の答弁がございました。第二
に、本研究の構成部門は五部門の計
画であり、三十一年度に二部
門、次年度に三部門を設置する予定で
ある旨の説明がございました。その他本
研究所の定員の確保、施設計画、共同
利用等について活発な質疑がなされま
したが、その詳細は會議録に譲りたい
と存じます。

次いで討論に入りましたところ、湯
山委員より、定員の確保、設備の充
實、施設の整備等について善処するこ
と、及び大學の附置研究所は一部の大
學に偏しないようにして、地方大學の
育成をはかるべきであるという要望を
付して賛成意見が述べられました。か
くて討論を終り、採決いたしましたこ
ろ、文教委員會は全会一致をもつて
本案を可決すべきものと決定いたしま
した。

次に、日本學士院法案について御報
告いたします。

本法案は、現在日本學術會議に學術
上功績顯著な科学者を優遇するための
機關として置かれております日本學士
院を日本學術會議から分離し、文部省
の所管としたものであります。すな
わち本法案におきましては、日本學士
院會員は、日本學士院のみならず、選定
することとしたしております。また、
日本學士院の事業は、學術上特にすぐ
れた論文、著書その他の研究業績に対
して授賞すること、會員が提出し、また
は紹介した學術上の論文を発表するた
めの紀要の編集及び発行等であると定
めております。さらにまた、國際學士
院連合に加入することができること、
外國人に対して日本學士院客員の称号
を与へることができること等の規定を
もいたしております。

發行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)二一五(元官報局)